

○海上保安庁訓令第25号

海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令を次のように定める。

平成26年12月9日

海上保安庁長官 佐藤 雄二

海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 特定秘密の指定等（第6条－第17条）

第3章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備（第18条－第23条）

第2節 作成（第24条・第25条）

第3節 運搬、交付及び伝達（第26条－第33条）

第4節 保管等（第34条－第37条）

第5節 検査（第38条・第39条）

第6節 紛失時等の措置（第40条）

第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第41条）

第5章 特定秘密の提供（第42条－第45条）

第6章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置（第46条）

第7章 適性評価（第47条－第52条）

第8章 通報窓口（第53条）

第9章 雑則（第54条－第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密（以下単に「特定秘密」という。）の保護のため必要な措置を定めるものとする。

2 海上保安庁における特定秘密の管理に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この訓令の定めるところによるものとする。

(特定秘密管理者)

第2条 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、海上保安監とする。

(保全責任者等)

第3条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。

3 特定秘密管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下この条において「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

4 特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下この条において「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。

5 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

(職員の範囲の制限)

第4条 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員（以下「特定秘密取扱職員」という。）の範囲の決定は、特定秘密管理者が、係単位、職員個人単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密取扱職員の範囲を書面に記載し、又は電磁的記録に記録しておくものとする。

（保全教育）

第5条 特定秘密管理者は、職員（海上保安庁長官を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密取扱職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合には、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

4 第1項の教育は、海上保安庁長官に対しても行うものとする。

第2章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第6条 海上保安庁長官が、法第3条第1項の規定に基づき特定秘密を指定する際の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

(特定秘密指定管理簿の様式等)

第7条 特定秘密指定管理簿の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

2 特定秘密指定管理簿は、特定秘密管理者が管理するものとする。

(特定秘密の表示の方法)

第8条 特定秘密表示（令第16条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の

文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件（その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2 前項の規定により特定秘密表示を付した複数の頁にわたる文書又は図画であって、その冒頭の頁に特定秘密である情報が記録されていないものについては、同頁に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密文書」の文字を赤色で付すこととする。

3 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の「特定秘密文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。

4 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、特定秘密である情報の性

質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。

5 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

(通知の方法)

第9条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第16条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、海上保安庁長官が、別記第3号様式の書面又は電磁的記録により、直ちに行うものとする。

2 前項の通知に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該指定に係る特定秘密取扱職員に付すものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限にとどめるものとする。

(周知の方法)

第10条 特定秘密の指定がなされたときは、特定秘密管理者は、別記第4号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密取扱職員（前条の通知を受けた者を除く。）に、直ちに周知するものとする。

2 前項の周知に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該指定に係る特定秘密取扱職員に付すものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限にとどめるものとする。

(指定期間の延長)

第11条 海上保安庁長官が、法第4条第2項の規定に基づき指定の有効期間を延長する際の様式は、別

記第 5 号様式のとおりとする。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第12条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、海上保安庁長官が、別記第 6 号様式の書面又は電磁的記録により、直ちに行うものとする。第 9 条第 2 項の規定は、この場合に準用する。

2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、特定秘密管理者が、別記第 7 号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密取扱職員（前項の通知を受けた者を除く。）に、直ちに行うものとする。第10条第 2 項の規定は、この場合に準用する。

(指定の理由の点検)

第13条 特定秘密管理者は、特定秘密の指定の理由の点検を毎年 1 回以上行うものとする。

2 前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、別記第 8 号様式の指定理由点検記録簿に記載し、又は記録するものとする。

(指定の解除)

第14条 海上保安庁長官が、法第 4 条第 7 項の規定に基づき特定秘密の指定を解除する際の様式は、別記第 9 号様式のとおりとする。

(特定秘密表示の抹消)

第15条 特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当

該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

2 前項の特定秘密表示の抹消により、第8条第2項の規定により付された「特定秘密文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、当該文字を抹消するものとする。
(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第16条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤

色で付すこと。

- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

2 指定の有効期間の満了に伴う通知は、海上保安庁長官が、別記第10号様式の書面又は電磁的記録により行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。

3 指定の有効期間の満了に伴う周知は、特定秘密管理者が、別記第11号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密取扱職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第17条 前条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定の解除に伴う通知は、海上保安庁長官が、別記第12号様式の書面又は電磁的記録により行うものとする。第9条第2項の規定は、この場合に準用する。

3 指定の解除に伴う周知は、特定秘密管理者が、別記第13号様式の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密取扱職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

第3章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

（立入制限）

第18条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

2 前項の規定により、立入りが禁止された場合、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込み制限）

第19条 次に掲げる場所その他特定秘密管理者が必要と認める場所については、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビ

デオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。)の持込み(以下この条において「機器持込み」という。)を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室(障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。)
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室(当該会議の開催中に限る。)
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設

2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器)

第20条 特定秘密文書等(電子計算機に記録された電磁的記録を除く。)は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 特定秘密文書等(文書又は図面に限る。)が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前

項の規定により保管するものとする。

- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 前各項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の指示するところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備等)

第21条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第22条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密取扱職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。

- 2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下この条において同じ。）への書き出しログ及び印刷ログを保存するよう努めるものとする。
- 3 特定秘密取扱職員は、前2項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取

り扱う場合には、最新の「海上保安庁情報セキュリティポリシー実施手順書」を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

- 4 特定秘密取扱職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機に記録するとき又は可搬記憶媒体に記録するときはパスワード設定、暗号措置等の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第23条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下、この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための帳簿（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 保全責任者は、その保管する特定秘密文書等について、特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

- 3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記第14号様式を標準とする。

- 4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等については、他の特定秘密文書等と分けた特定秘密文書等管理簿とすることができる。

第2節 作成

(特定秘密文書等の作成)

第24条 特定秘密文書等を作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第25条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 第8条第1項第1号の特定秘密表示で冒頭の頁に付されているもの及び第8条第2項の「特定秘密文書」の文字の記載の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すこと。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すこと。

第3節 運搬、交付及び伝達

(交付及び伝達の承認等)

第26条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

2 特定秘密文書等を交付する者は、特定秘密の保護のため当該特定秘密文書等を特定秘密管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文書等の返却の時期を書面又は電磁的記録により明示するものとする。

3 前項の場合において、特定秘密管理者は、必要があると認めるときは、交付した特定秘密文書等を回収することができる。

(運搬の方法)

第27条 特定秘密文書等を運搬するときは、保全責任者が指定する特定秘密取扱職員が携行するものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適當であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

(交付の方法)

第28条 特定秘密文書等を交付するときは、受領証又は特定秘密文書等管理簿に、名宛人又はその指名する特定秘密取扱職員の氏名の記載又は記録を受けるなど受領の記録を残すものとする。

2 受領証の様式は、別記第15号様式のとおりとする。

3 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第29条 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見るができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密取扱職員が携行する場合であって、特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第30条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第31条 特定秘密文書等（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

(文書等の接受)

第32条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名する特定秘密取扱職員でなければ開

封してはならない。

(伝達の方法)

第33条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号措置等の秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いる等特定秘密の保護について必要な措置を講ずるものとする。

4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(特定秘密文書等の保管)

第34条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。

(特定秘密文書等の閲覧記録)

第35条 保全責任者は、特定秘密文書等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った職員の氏名、年月日等を記載し、又は記録するための帳簿（以下この条において「特定秘密文書等閲覧簿」という。）を備えるものとする。

- 2 特定秘密文書等閲覧簿の様式は、別記第16号様式のとおりとする。
- 3 特定秘密文書等閲覧簿は5年間保存するものとする。ただし、指定の有効期間が延長された場合は、この限りでない。

(廃棄)

第36条 特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指定する特定秘密取扱職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

- 2 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指定する特定秘密取扱職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第37条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ海上保安庁長官の承認を得るも

のとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合には、廃棄後速やかにその旨を海上保安庁長官に報告するものとする。

3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、海上保安庁長官に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた海上保安庁長官は、同項に規定する事項を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第38条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を毎年2回以上実施するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。

3 前2項の検査は、特定秘密管理者が指名する特定秘密取扱職員に行わせるものとする。

4 第1項及び第2項の検査は、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を照合するほか、この訓令に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うもの

とする。

(引継時の検査)

第39条 特定秘密管理者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、確実に業務の引継ぎを行わせ、その状況を検査するものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第40条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定秘密取扱職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。
- (2) 前号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを海上保安庁長官に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供を受けた情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を海上保安庁長官に報告するものとする。

第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

(特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置)

第41条 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等（運用基準V 1（3）に規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密取扱職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者に報告すること。

(2) 第1号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを海上保安庁長官に報告すること。

2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を海上保安庁長官に報告するものとする。

3 前項の場合において、海上保安庁長官は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は当該特定秘密である情報を記録する特定行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5章 特定秘密の提供

(他の行政機関に対する特定秘密の提供)

第42条 法第6条第1項に規定する他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第3章第3節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより、行うものとする。

(他の行政機関に対する特定秘密の提供に伴う協議)

第43条 法第6条第2項の協議は、別記第17号様式を標準として行うものとする。

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第44条 特定秘密管理者は、法第6条第2項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第16条各号に掲げる事項の詳細について取決めを行うものとする。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続)

第45条 特定秘密管理者は、法第10条第1項により特定秘密の提供を求められたときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により、海上保安庁長官の承認を得るものとする。

2 前項の提供は、第3章第3節の規定に準じて、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより、行うものとする。

第6章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置

(提供を受けた者による保護措置)

第46条 法第10条(同条第1項第1号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受けたときは、第2条、第20条、第22条、第24条、第26条から第33条まで、第36条、

第38条及び40条に規定する措置を講ずるほか、第3条から5条まで、第8条、第9条及び第12条第1項に規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、第22条、第27条から第29条まで、第32条、第36条、第38条及び第40条中「特定秘密取扱職員」とあるのは、「特定秘密を利用し、又は知る職員」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、特定秘密管理者は、特定秘密を利用し、又は知る職員に対して、当該特定秘密を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 4 第1項の場合において第40条に規定する措置を講じるときは、当該特定秘密を提供した者に対し、その内容を報告するものとする。

第7章 適性評価

(適性評価実施責任者等)

第47条 運用基準Ⅳ2(1)に規定する適性評価実施責任者は、海上保安庁次長をもって充てる。

- 2 運用基準Ⅳ2(2)に規定する適性評価実施担当者は、本庁総務部人事課長その他の人事課職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第48条 運用基準Ⅳ2(3)本文の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、本庁総務部長とする。

2 前項に規定する者は、自らに対する適性評価に関する事務（法第12条第4項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。）に関与してはならない。

（評価対象者名簿等）

第49条 運用基準Ⅳ3（1）アに規定する名簿（以下「評価対象者名簿」という。）の様式は、別記第18号様式のとおりとする。

2 運用基準Ⅳ3（2）イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、評価対象者名簿に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記第19号様式の書面又は電磁的記録により行う。

（適性評価の結果等の通知）

第50条 運用基準Ⅳ4（3）イ、（4）ウ及び7（2）アに規定する通知は、別記第20号様式の書面又は電磁的記録により行う。

（適性が認められた者の名簿の作成）

第51条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び海上保安庁長官が直近に実施した適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

(苦情受理窓口等)

第52条 運用基準Ⅳ 8 (1) アに規定する苦情受理窓口は、本庁総務部人事課とする。

2 運用基準Ⅳ 8 (1) アに規定する苦情処理責任者は、海上保安庁次長をもって充てる。

3 運用基準Ⅳ 8 (1) イに規定する苦情処理担当者は、本庁人事課長その他の苦情を申し出た者に係る適性評価のための調査に直接従事した者以外の人事課職員をもって充てる。

第8章 窓口等

(通報窓口)

第53条 運用基準Ⅴ 4 (1) に規定する通報を受け、処理するための窓口は、監察官とする。

第9章 雑則

(指定前の取扱い)

第54条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、この訓令に定める措置に準じて、これらの保護に努めるものとする。

(指定解除後等の取扱い)

第55条 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第56条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取扱い)

第57条 前条までに定めるもののほか、特定秘密であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第58条 この訓令の実施に関し必要な事項は、海上保安庁長官が定める。

2 特定秘密のうち特に嚴重に秘密を保全する必要があるものについては、特別の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

(経過措置)

第2条 法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第3条第5項の適用については、同条中「法第11条の規定により特定秘密」とあるのは、「特定秘密」と、第4条の規定の適

用については、同条中「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる者のうちからの特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。